

上山市告示第 10 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

令和 5 年 1 月 25 日

上山市長 横 戸 長兵衛

1 制限する道路の路線名及び区域

路線名	占用を制限する区域
石曽根川口線	上山市石曽根字山咲 1 3 3 6 番 2 から 上山市川口字上河原 8 1 4 番 1 まで
関根藤吾線	上山市関根字西通 1 2 5 7 番 2 から 上山市河崎字三本松 5 5 3 番 4 まで
金生通り線	上山市金生東二丁目 8 番から 上山市金生西二丁目 2 1 番まで
かみのやま温泉駅八日町線	上山市矢来一丁目 1 2 1 4 番 1 1 から 上山市八日町 3 2 4 番 6 まで
金生泉川線	上山市仙石字梅ノ木 7 8 2 番 2 から 上山市仙石字大免 2 0 1 3 番まで
市役所通り線	上山市河崎二丁目 2 6 0 番から 上山市河崎二丁目 7 1 番 2 まで
外原弁天線	上山市弁天一丁目 4 9 3 番 5 から 上山市弁天一丁目 3 8 1 番 1 まで
弁天 9 号線	上山市弁天二丁目 1 7 9 2 番から 上山市弁天一丁目 3 8 1 番 3 2 まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと市長が認める場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

災害が発生した場合に、電柱の倒壊等により緊急車両等の通行及び住民の避難が妨げられ、被害が拡大することを防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 5 年 3 月 31 日

5 関係図面の縦覧の期間

令和5年2月6日から令和5年2月28日まで

6 関係図面の縦覧の場所

上山市建設課